

2020年度優良派遣事業者認定制度
前期認定審査用
認定基準チェックリスト
変更項目の審査ポイントの解説

優良派遣事業者の認定は、認定基準を一定以上満たした事業者に対して行われます。申請書類等で申請の要件を満たしていることを確認した後、訪問審査を行い、各認定基準に設けられたチェック項目の内容ができていることを確認し、認定基準を満たしているかどうかを判断します。

2020年4月

No.63

派遣先の労働者または一般の労働者との均等・均衡を考慮した派遣社員の処遇決定の仕組みがある**▶提示資料・説明事項等**

派遣社員の処遇に関する規定（就業規則、給与規程、賃金規定等）を提示して、処遇決定にあたって採用している方式ごとの対象者数と以下について説明する。

1. 派遣先均衡均等方式の場合

（1）派遣先に待遇に関する情報の提供について依頼している文書やメール等を提示して説明する

2. 派遣元労使協定方式を採用している場合

（1）労使協定を提示し、締結プロセス（派遣社員への協定締結に関しての周知から締結に至るまで）と協定内容について説明する

（2）派遣社員への協定内容についての周知方法について説明する

▶ポイント

いずれの方式についても、適切な手続きがとられており、対象となる派遣社員への周知と丁寧な説明がされていることが必要です。

1. 派遣先均衡均等方式の場合

派遣先の比較対象労働者の待遇に関する情報を得ていること、その情報を参考に派遣社員の賃金等を決定する仕組みがあるかどうかを審査します。派遣先に待遇情報の提供を依頼した書面等と提示して説明してください。

（実際の事例等を用いて説明する際には個人名や企業名が特定できないように注意してください。）

2. 労使協定方式の場合

労使協定を提示し、その内容と締結プロセス（代表者選定の方法等）と協定内容、派遣社員への周知方法について説明をしてください。

No.65

派遣社員が派遣先での円滑な就業に必要と考えられる施設や設備を、派遣先の労働者と同様に利用できるよう、派遣先に依頼している

■提示資料・説明事項等

- (1) 派遣社員が派遣先の労働者が利用する福利厚生施設や設備を利用できるよう派遣先に依頼していることが分かるもの（依頼書面等や派遣契約書等）を提示して説明する。
- (2) 派遣先の福利厚生施設や設備等の利用について派遣社員に通知されていることが分かるもの（就業条件明示書、労働条件通知書、実際の利用記録等）を提示して説明する

■用語解説

「福利厚生施設や設備」：派遣先の労働者が利用する給食施設、休憩室、更衣室等

■ポイント

派遣社員が派遣先での施設や設備を利用できるよう、派遣先に依頼しているかどうかを審査します。特に、派遣先の労働者が利用する給食施設、休憩室、更衣室といった福利厚生施設については、派遣社員が利用できるよう派遣先に依頼する必要があります。派遣先へ実際に依頼した書面等や、派遣契約書を提示して説明してください。

また、派遣先の福利厚生施設や設備等の利用について、派遣社員に通知されていることを、就業条件明示書や労働条件通知書、利用記録がある場合はその記録等を提示して説明して下さい。



公式サイト▶ <http://yuryohaken.info>

優良派遣

検索

優良派遣事業者認定制度事務局

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-16日本生命新橋ビル2階
MAIL▶ yuryohaken@j-hr.or.jp